

千葉県産業教育審議会の公開に関する 実施要綱

千葉県産業教育審議会の公開に関する実施要綱 (平成16年7月7日千葉県産業教育審議会議長決裁)

第一条 目的

この実施要綱は、千葉県産業教育審議会の会議を公開することにより、県民に対し審議の状況を明らかにし、会議の透明性、公正性を確保するとともに、産業教育への県民参加を促進し、理解と信頼を高め、開かれた審議会への一層の推進に寄与することを目的とする。

第二条 会議の公開

本審議会の会議は、原則として公開するものとする。

第三条 公開しないことができる会議

前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第5号(審議、検討等情報)
- (2) 千葉県情報公開条例第8条第6号(事務事業情報)

第四条 非公開の決定

- (1) 会議を非公開とすることは、第三条の規定に基づき、本審議会がその会議において決定しなければならない。
- (2) 会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第五条 公開の方法等

- (1) 公開で行う会議については、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。
- (2) 会議を公開するにあたっては、千葉県産業教育審議会傍聴人規則により、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議開催中における会場の秩序の維持に努める。
- (3) 公開した会議の会議資料について、これを傍聴者に閲覧させ、又は配布することができる。

第六条 会議開催の周知

公開する会議を開催するにあたっては、当該会議開催日のおおむね1週間前までに、次の各号を記載した会議開催の公告を県ホームページに掲載し、県民に周知するものと

する。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りではない。

- (1) 会議の議題
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 傍聴の定員
- (4) 傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他

第七条 会議録の作成と公開

- (1) すべての会議の会議録を作成し、会議資料とともに、その公開については、可能な限り主体的に公開するよう努めるものとする。
- (2) 公開した会議の会議録の全部又は一部について、県ホームページに掲載する。ただし、公開する場合の取り扱いは、千葉県情報公開条例の定めるところによる。

第八条 その他

この実施要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第九条 適用期日

この実施要綱は、平成16年7月7日以降に開催される会議において適用する。